

# 基準点付近で工事を行う際の各種手続きの流れ

## <工事施工業者等の方へ>

工事箇所付近に公共基準点測量標があるかどうかを道路総務課窓口の閲覧資料で調査して下さい。

※この工事とは、主に掘削底面端から4.5度以上の線に公共基準点の構造物が入る掘削工事並びに公共基準点から杭、車両及び重機等までの距離が5m以下で、車両及び重機の振動が、公共基準点に影響を及ぼす杭打ち、杭抜き工事等。

**公共基準点がない場合**  
→手続きは必要ありません。

**公共基準点がある場合で、一時撤去・移転を伴わない場合**  
→公共基準点付近での工事施工届出書（様式第4号）を提出して下さい。

※この届出には、位置図・掘削位置と公共基準点との位置関係を明示した平面図・断面図・引照点図・写真（公共基準点、公共基準点周辺及び全引照点を確認できるもの、撮影方向図）等が添付図書として必要です。

**公共基準点がある場合で、一時撤去・移転が必要な場合**  
→公共基準点（一時撤去・移転）承認申請書（様式第6号）により申請し、公共基準点（一時撤去・移転）承認書（様式第7号）により、その承認を受けて下さい。

※この申請には、位置図・掘削位置と公共基準点の位置関係を明示した平面図・写真（公共基準点、公共基準点周辺及び全引照点を確認できるもの、撮影方向図）・再設置する位置図（再設置前後の位置関係を確認できるもの）等が添付図書として必要です。

※国土地理院への各種手続きが必要となります。各種手続きは、明石市を經由して行いますが、必要な図書は用意していただきます。

測量・工事・その他一切の費用は、原因者（工事施工業者）負担となります。

工事が終了したときは、速やかに公共基準点付近での工事終了報告書（様式第5号）を提出し、検査を受けて下さい。

※この報告書には、写真（公共基準点及び公共基準点周辺が確認できるもの、撮影方向図）・公共基準点の異状の有無を確認できる測量資料（工事の着工前と終了後が対比できる引照点図）等が添付図書として必要です。

検査の結果、**不合格の場合は、再設置又は、新設**になります。

検査の結果、**不合格の場合は、再度設置工事を行う。再設置できない場合は、新設**していただきます。  
→ **②移転（移設）の場合**の手続きになります。

### ①一時撤去による再設置の場合

設置工事が終了したときは、速やかに公共基準点設置工事報告書（様式第8号）を提出し、検査を受けて下さい。  
(測量標は再利用か新たに購入していただきます)

※この報告書には、設置工事の実施状況、完了後が確認できる写真及び測量成果等が添付書類として必要です。

### ②移転（移設）の場合

この場合の公共基準点設置は新設扱いとなりますので、公共測量の手引に基づき、測量及び測量標設置をお願いします。(測量標は新たに購入していただきます)

**①・②による公共基準点の設置工事を行う場合は、測量法の規定に従い登録された、測量士又は測量士補が施工しなければならない。**